2　段階的選抜方式（一次審査）

⑴　競争参加資格等　一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、技術提案書の提出を認める。

一次審査における評価点は、評価基準に従い評価項目毎に算出し合計する。なお、評価項目、評価基準については、業務説明書のとおりとする。

下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年４月７日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、又は下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年４月７日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域維持型ＪＶ」という。）、又は下記１）～15）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、2⑴の一次審査における審査評価点合計が高い順に７者選定する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ７者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、技術協力業務委託契約の締結日までに単体又は特定ＪＶ、地域維持型ＪＶ、経常ＪＶのうちの１社（下記７）の管理技術者を配置する社）は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、地域維持型ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成22年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⒜～⒞の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶまたは経常ＪＶにあっては全ての構成員が下記⒜～⒞の施工実績を有していることとし、地域維持型ＪＶにあっては代表の構成員が下記⒜～⒞の施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⒜　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であること。

⒝　トンネルの内空断面積（覆工後の内空断面積（代表値））が60㎡以上であること。

⒞　施工延長（掘削かつ覆工）が600ｍ以上であること。

ただし、上記⒜から⒞は同一トンネルであること。

６）共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

７）次に掲げるいずれかを満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者をいう。管理技術者は、「予定管理技術者の経歴等」（別記様式４）により提出することとし、特定ＪＶ、地域維持型ＪＶ、経常ＪＶにあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者から配置するものとする。

・技術士（総合技術監理部門―建設）
・技術士（建設部門）
・国土交通省登録技術資格者（施設分野：トンネル―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
・土木学会認定土木技術者（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）（特別上級、上級、１級）
・１級土木施工管理技士
・１級建設機械施工管理技士

８）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は、監理技術者を建設工事に配置できること。ただし、技術協力業務の履行期間については、建設工事における主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。なお、2⑴７）の設計技術者と同一の者である必要は無い。

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　平成22年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、特定ＪＶ又は地域維持型ＪＶ、経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

９）建設工事への配置予定の主任技術者又は監理技術者は、令和８年３月２日以降配置可能な者であること。

10）配置予定の監理技術者は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置は認めない。

11）一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

12）本技術協力業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

13）申請書を提出する者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（説明書参照）。